

# 第6次 川西市障がい者福祉計画

---

（第4期障がい福祉計画）

概要版



川西市  
Kawanishi City

#### 障害者の「害」の表記について

本市では、障害者の「害」の表記について、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の字をひらがなで表記することとしています。ただし、法令の題名や固有名詞などで「害」を漢字で表記しているものは、漢字のまま表記しています。

## 1 . 計画策定の趣旨と位置付け

本計画は、障がいのある人のニーズや情勢の変化に対応した新しい障がい者福祉計画として策定するもので、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」であるとともに障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」を包含する計画です。

## 2 . 計画の期間

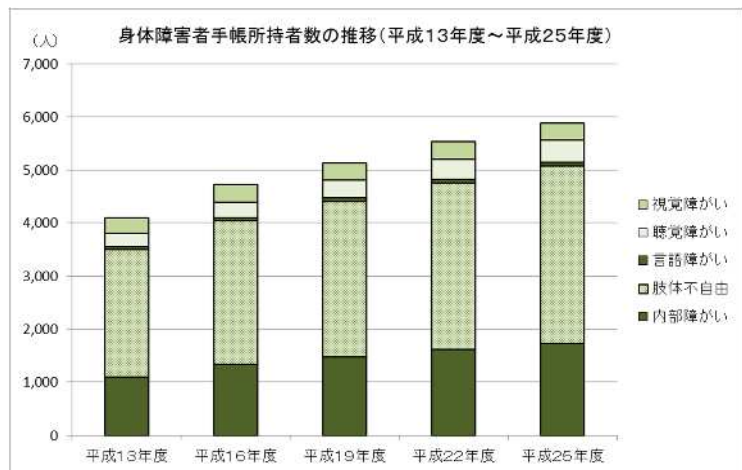
本計画の期間は、平成27年度から29年度までの3年間とします。

## 3 . 障がい者の現状

### (1) 身体障がい者（児） 身体障害者手帳所持状況

平成26年3月末現在、本市の身体障害者手帳所持者数は5,895人です。平成23年3月末からの3年間で、同手帳所持者数は概ね1.06倍に増加しています。

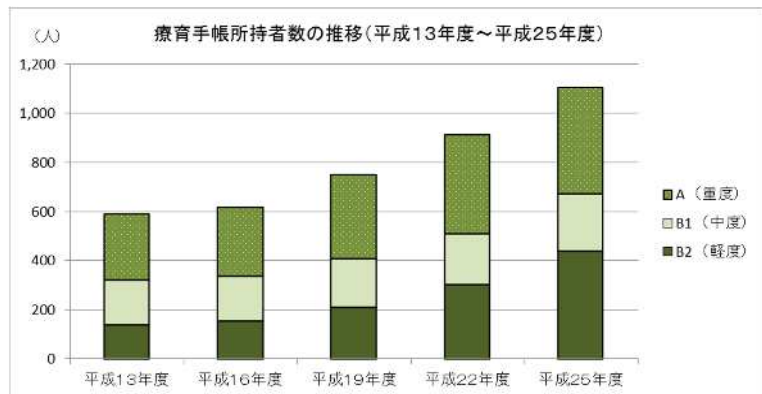
障がい種別では、視覚障がい5.4%、聴覚障がい7.3%、言語障がい1.1%、肢体不自由56.9%、内部障がい29.3%で、肢体不自由が最も多く約6割を占めています。



### (2) 知的障がい者（児） 療育手帳所持状況

平成26年3月末現在、療育手帳の交付を受けている本市の知的障がい者（児）は1,107人です。平成23年3月末と比べ、同手帳所持者数は約1.2倍に増加しています。

障がい程度別の構成比は、重度（A判定）39.2%、中度（B1判定）21.3%、軽度（B2判定）39.5%となっています。

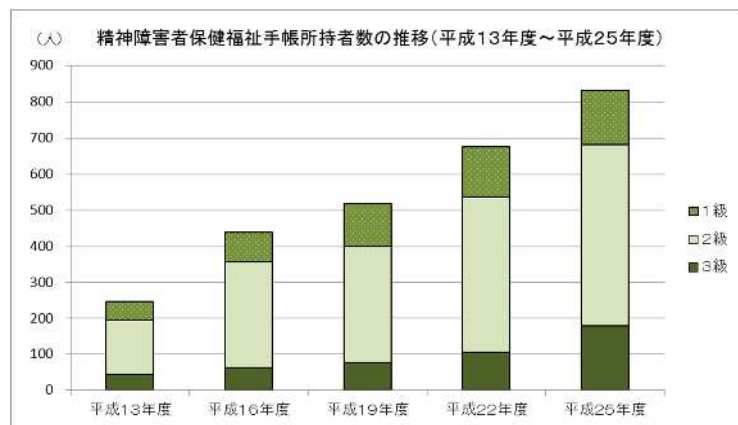


### (3) 精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳所持状況

平成26年3月末現在、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている本市の精神障がい者(児)は830人です。同手帳所持者数は、平成23年3月末に比べて約1.2倍に増加しています。

また、精神疾患のために外来通院した際の自己負担分を助成する制度である自立

支援医療(精神通院医療)を受給している人の数は、平成26年3月末で2,111人となっており、平成23年3月末に比べて約1.04倍に増加しています。



## 4. 計画の基本理念

障がいのある人もない人も、すべての人々が平等に生活し、幅広い社会活動を営むことを可能にする「ノーマライゼーション」の理念と、人権尊重を基底におき、障がいのある人の能力が最大限に発揮されるなかで、一人ひとりの自立や自己実現をめざす「リハビリテーション」の理念に基づき、「すべての人の参加による、すべての人のための平等な社会づくり」と「障がい者の主体性、自立性の確保」の実現をめざすため、本計画では、次のとおり基本理念を定めます。

障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり

## 5. 計画の基本目標

本計画では、基本理念の実現を目指し、次の三つの基本目標を柱に、各施策の展開を図ります。

1. 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり
2. 障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり
3. とともに支え合う地域づくり

## 6 . 施策の展開

### 基本目標 1 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり

障がい者の日常生活を支える生活支援サービス、保健・医療サービス、その他サービスの質、量を拡充するとともに、利用者の立場に立ったサービス供給体制を整備し、障がい者が地域のなかで自立した生活ができるように支援します。

障がい者が、障がいの特性や自らが望むライフスタイルなどに応じて、自己決定権を行使し、最もふさわしいサービスを受けられるよう、情報提供や相談支援体制の整備充実を図ります。

1 生活 支 援 策 の 充 実	( 1 ) 在宅支援サービスの充実	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護事業の実施</li> <li>・ 重度障がい者に対する生活支援</li> <li>・ 手話通訳者の設置</li> <li>・ 手話通訳者の派遣</li> <li>・ 要約筆記者の派遣</li> <li>・ 同行援護事業の実施</li> <li>・ 移動支援事業の実施</li> <li>・ 短期入所事業の実施</li> <li>・ はんしん自立の家ショートステイ事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活介護事業の実施</li> <li>・ ひまわり荘の運営</li> <li>・ 日中一時支援事業の実施</li> <li>・ 緊急一時保護事業の実施</li> <li>・ 補助犬貸付事業の周知・啓発</li> <li>・ 友愛訪問活動の推進</li> <li>・ 書籍の郵送による貸し出し</li> <li>・ 精神障がい者に対する福祉的支援</li> <li>・ 家庭ごみの戸別収集の実施</li> </ul>
	( 2 ) 日常自立生活訓練等の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立訓練事業の実施</li> </ul>	
	( 3 ) 福祉用具の普及促進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補装具費の支給</li> <li>・ 日常生活用具の給付・貸与</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽・中度難聴児に対する補聴器等購入費用の助成</li> </ul>
( 4 ) 経済的支援策の推進		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉施設通園費の助成</li> <li>・ 特別障害者手当等の支給</li> <li>・ 外国人等障害者特別給付金の支給</li> <li>・ 重度心身障害者（児）介護手当の支給</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別児童扶養手当の支給</li> <li>・ 児童扶養手当の支給</li> <li>・ 高額障害者地域生活支援事業費の支給</li> </ul>

2 地域における居住の場の確保	( 1 ) 住宅改善の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅整備資金の貸付</li> <li>・住宅改造費の助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水洗便所等改造資金の助成</li> </ul>
	( 2 ) 障がい者向け居住施設等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>共同生活援助事業の実施</b> グループホームで生活する障がい者に、日常生活における援助等を行うことにより、自立生活を助長します。また、補助制度の実施などにより、グループホームの供給拡大を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者向け住戸等の供給</li> <li>・福祉ホーム事業の実施</li> </ul>
	( 1 ) 障がいの予防、早期発見及び機能訓練体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査後の相談等</li> <li>・訪問指導・健康相談（生活習慣病予防）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練事業の実施</li> </ul>
3 保健・医療サービスの充実	( 2 ) 障がい者医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療（更生医療）の給付</li> <li>・自立支援医療（育成医療）の給付</li> <li>・自立支援医療（精神通院）の給付</li> <li>・福祉医療費の助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症心身障がい児（者）訪問看護支援事業の実施</li> <li>・療養介護の給付</li> <li>・障がい児（者）歯科診療の実施</li> </ul>
	( 3 ) 精神保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の相談事業</li> <li>・心の健康危機管理体制整備の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者等によるピアカウンセリング等の実施</li> <li>・健康福祉事務所等との連携強化</li> </ul>
	( 1 ) 相談・情報提供の拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>計画相談支援の実施</b> 障がい者が適切なサービスを選択し、組み合わせて利用することができるよう、サービス等利用計画の作成や管理に対する支援を行うとともに、市内の相談支援事業所の拡充に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児（者）地域生活・就業支援センター機能の強化</li> </ul>
4 相談体制と情報提供の仕組みの整備	( 2 ) 身近な地域での相談・情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者相談員の配置</li> <li>・知的障がい者相談員の配置</li> <li>・精神障がい者相談員の配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員児童委員の配置</li> <li>・地域での相談・情報提供体制の整備</li> </ul>

4 相談体制と情報提供の仕組みの整備	( 3 ) 権利擁護システムの充実	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス利用援助事業及び苦情処理システムの実施</li> <li>・成年後見支援センターの設置</li> <li>・成年後見制度の普及、啓発</li> <li>・成年後見制度の利用支援</li> <li>・法人後見に対する支援の検討</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【新規】</b></p> <p>法人後見を実施するための体制整備や後見等の業務を行う法人に対する支援のあり方について検討を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者虐待に対する相談、支援の実施</li> <li>・<b>障害者差別解消法への対応【新規】</b> 障害者差別解消法で地方公共団体に義務付けられている不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供について、全庁的な取り組み方針を検討していきます。</li> </ul>

## 基本目標 2 障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり

障がい者の適性やライフステージに応じた多様な教育・療育環境、雇用・就労環境を整備し、一人ひとりのニーズに対応した教育的支援や障がい者の能力、特性に応じた就労の場や職域の拡大を進めます。

また、障がい者が、一人ひとりの個性と能力を最大限に発揮しながら、ひとりの人間として自立して生活できるよう、趣味活動、社会貢献活動などの様々な活動への参画を促進し、社会参画を通じた交流の機会を拡充します。

1 療育・教育環境の整備と交流教育の推進	( 1 ) 療育体制等の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児相談支援の実施</li> <li>・児童発達支援事業の実施</li> <li>・放課後等デイサービス事業の実施</li> <li>・<b>保育所等訪問支援の実施【新規】</b> 保育所や幼稚園を利用中又は利用する予定の障がい児が、保育所等での集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合に、障がい児施設で指導経験のある保育士等が保育所等を訪問し、障がい児本人や職員に対して専門的な支援等を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川西さくら園の運営</li> <li>・就学指導委員会・就学指導専門委員会の開催</li> <li>・教育相談事業の実施</li> <li>・障がい児の自然体験推進事業</li> <li>・<b>サポートファイルの活用【新規】</b> 支援に必要な情報を共有するため、障がい児(者)の情報が時系列的に集積されたサポートファイルを作成し配布することにより、関係機関の連携の強化を図り、障がい児(者)への一貫した支援を行います。</li> </ul>

1 療育・教育環境の整備と 交流教育の推進	(2) 多様な教育機会の提供・交流教育の推進	
	・障がい児保育事業の実施 ・幼稚園における特別支援教育の実施 ・小・中学校における特別支援教育の実施	・特別支援学校における教育の実施 ・留守家庭児童育成クラブにおける障がいのある児童の受け入れ
	(3) 教職員の資質向上・教育内容の充実	
	・特別支援教育実践集の作成	・特別支援教育に関する研修・講座の開催
2 就労支援体制の充実	(1) 雇用・就業の促進	
	・就労移行支援事業の実施 ・障がい者雇用支援体制の整備 ・阪神友愛食品株式会社への出資	・障がい者の職員採用 ・市役所での職場実習の実施
	(2) 福祉的就労の促進	
	・就労継続支援事業の実施 ・川西作業所の運営 ・小戸作業所の運営 ・地域活動支援センター事業等の実施	・自主製品販売促進の支援 ・障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進 ・市と事業者との情報交換の推進
3 社会参画の促進	(1) 選挙権の行使に係る配慮	
	・障がい者が利用できる投票制度の啓発	・投票所における障がい者に対する配慮
	(2) スポーツ・芸術文化活動の促進	
	・障がい者スポーツの振興	・障がい者作品展への支援
	(3) 社会貢献活動や各種交流活動への参加促進	
	・障がい者の社会貢献活動促進	

### 基本目標3 とともに支え合う地域づくり

障がい者の社会参画を促進するため、まちのなかの様々な障壁の除去を進めるとともに、障がいのある人もない人も、世代を超えて、ともに支え合いながら暮らしていく福祉コミュニティづくりを進めるとともに、専門家やボランティア、地域住民等を含めた適切な人材・ネットワークづくりにより、障がい者の自立生活を支援します。



1 人にやさしいまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくりの推進	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉のまちづくり重点地区整備の推進</li> <li>福祉のまちづくり条例に基づく指導・助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設、道路、公園等の整備・改修等の推進</li> <li>バリアフリー法に基づく重点整備地区基本構想の整備促進</li> </ul>
	(2) 移動・交通対策の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路・交通安全施設の整備と普及・啓発</li> <li>迷惑駐車追放運動の実施</li> <li>自転車駐車場の整備と放置自転車等の撤去</li> <li>ノンステップバスの導入支援</li> <li>自動車改造費及び運転免許取得費の助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所内駐車場使用料の減免</li> <li>軽自動車税の減免</li> <li>重度障がい者等タクシー料金の助成</li> <li>リフト付寝台タクシー料金の助成</li> </ul>
2 情報のバリアフリー、心のバリアフリーの推進	(3) 緊急通報体制の整備	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防緊急通報指令システムの整備</li> <li>緊急通報システムの整備</li> <li>災害時への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>障がい者（児）緊急時事前登録制度の検討【新規】</b> 障がい者（児）が行方不明になった場合に、迅速な捜索開始と早期発見に資するため、事前に個人情報登録する制度の創設を検討します。</li> </ul>
	(1) 情報バリアフリーの推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>点字広報の発行</li> <li>声の広報の発行</li> <li>録音図書等の貸し出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政文書の点訳</li> <li>情報バリアフリー機器の設置</li> </ul>	
(2) 啓発活動の推進		
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいに関する正しい知識の普及</li> <li><b>障がい者週間事業の実施</b> 障がい者に対する障壁を除去し、障がい者の社会参加を推進するため、障がい者週間事業実行委員会を組織し、各種の啓発広報活動を実施します。</li> <li>精神衛生問題推進事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民等への啓発の実施</li> <li><b>障害者差別解消法に関する民間事業者への周知【新規】</b> 障害者差別解消法では、民間事業者に対し、不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供に努めることが求められていることから、その趣旨等について、周知に努めます。</li> </ul>	

3 福祉コミュニティ、福祉ネットワークの形成	(1) 地域における障がい者(児)と住民との交流促進	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における「居場所づくり」への支援 地域において、障がい者(児)と地域のさまざまな人たちが集い、交流することのできる場所を設置、運営する者に対し、その経費の一部を補助します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者(児)と住民との交流促進の取り組みに対する支援 障がい者(児)と地域住民との交流の機会を創出、拡大するため、地域における自主的な取り組みが円滑に行われるよう支援します。</li> </ul>
	(2) 担い手の育成とネットワーク化	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者団体が行う事業への補助</li> <li>・障がい者団体の活動拠点の整備</li> <li>・ボランティア活動センターへの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者自立支援協議会の運営</li> <li>・発達障がい児(者)に対する支援ネットワークのあり方の検討</li> </ul>

## 7. 平成29年度における成果目標

平成29年度に達成すべき成果目標は、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次に掲げる事項について設定します。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がい者福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数及び施設入所者の削減人数に関する目標値を定めます。

#### 地域生活移行者数

障がい者福祉施設に入所している者が、平成27年度から29年度までの間に当該施設を退所し、グループホームや一般住宅などに移行する人数に関する目標で、障害者総合支援法第87条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基本指針(以下「基本指針」という。)により、平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が地域生活に移行することを目標としています。

	数 値	説 明
基準値	113人	平成25年度末における施設入所者数
目標値	14人	計画期間中に地域生活に移行する者の数

### 施設入所者の削減数

平成29年度末時点の施設入所者数の平成25年度末時点の施設入所者数に対する削減数に関する目標で、基本指針により4%以上削減させることを目標としています。

	数 値	説 明
基準値	113人	平成25年度末における施設入所者数
目標値	5人	平成25年度末時点からの施設入所者削減数

### (2) 地域生活支援拠点等の整備

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるためには、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。

このため、これらの機能を集約しグループホームや障害者支援施設に付加した拠点（以下「地域生活支援拠点」という。）または複数の機関が分担してこれらの機能を担う体制（以下「面的な体制」という。）を平成29年度末までに、本市または阪神北障害保健福祉圏域の区域内において1カ所整備することを目標とします。

	数 値	説 明
目標値	1カ所	平成29年度末における地域生活支援拠点または面的な体制の整備箇所数

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて一般就労に移行する人数に関する目標値を定めるとともに、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に関する目標値を定めます。

#### 一般就労移行者数

障がい者福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する人数に関する目標で、基本指針により、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上が移行することを目標としています。

	数 値	説 明
基準値	7人	平成24年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数
目標値	14人	平成29年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数

### 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数に関する目標で、基本指針により、平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目標としています。

	数 値	説 明
基準値	9人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標値	15人	平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数

### 就労移行支援を行う事業所ごとの就労移行率

就労移行支援を行う事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所が占める割合に関する目標で、基本指針により、平成29年度末時点で全体の5割以上とすることを目標としています。

	数 値	説 明
基準値	2カ所	平成29年度末時点で就労移行支援を行う事業所数見込み
目標値	1カ所	平成29年度末時点で就労移行率が3割以上の事業所数

## 8 . 障害福祉サービス等の見込量及び確保の方策

障がいのある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、平成27年度から29年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

### (1) サービス等の見込量

区 分	単 位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み
居 宅 介 護	時間分	1,592	1,579	1,599	1,603	1,607	1,611
	人分	94	95	98	100	102	104
重 度 訪 問 介 護	時間分	274	1,045	1,308	1,308	1,308	1,308
	人分	4	7	9	9	9	9
同 行 援 護	時間分	254	404	397	397	397	397
	人分	13	18	18	18	18	18
行 動 援 護	時間分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0
重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	時間分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0

区 分	単 位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み
生 活 介 護	人日分	5,027	5,135	5,152	5,216	5,281	5,346
	人分	267	272	271	273	275	277
自 立 訓 練 ( 機 能 訓 練 )	人日分	11	26	19	23	23	23
	人分	1	1	1	1	1	1
自 立 訓 練 ( 生 活 訓 練 )	人日分	79	114	167	184	202	222
	人分	5	6	9	10	11	12
就 労 移 行 支 援	人日分	291	222	168	193	222	255
	人分	18	12	9	10	12	14
就 労 継 続 支 援 ( A 型 )	人日分	111	197	258	284	312	343
	人分	7	10	13	14	15	17
就 労 継 続 支 援 ( B 型 )	人日分	2,858	3,147	3,430	3,773	4,151	4,567
	人分	162	180	193	211	231	253
短 期 入 所 ( 福 祉 型 )	人日分	372	403	398	408	418	429
	人分	63	67	66	73	80	88
短 期 入 所 ( 医 療 型 )	人日分	上記「福祉型」に含む。		15	15	15	15
	人分			7	7	7	7
療 養 介 護	人分	15	15	15	15	15	15
共 同 生 活 援 助	人分	59	59	68	73	78	82
施 設 入 所 支 援	人分	113	113	113	112	110	108
計 画 相 談 支 援	人分	5	24	62	71	80	89
地 域 移 行 支 援	人分	1	1	1	2	3	4
地 域 定 着 支 援	人分	0	0	0	0	0	0
児 童 発 達 支 援	人日分	754	1,120	1,168	1,218	1,270	1,324
	人分	98	175	193	213	235	259
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	人日分	609	1,006	1,335	1,495	1,674	1,875
	人分	112	150	221	248	278	311
保 育 所 等 訪 問 支 援	人日分	0	0	0	5	10	20
	人分	0	0	0	2	5	10
医 療 型 児 童 発 達 支 援	人日分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0
障 害 児 相 談 支 援	人分	0	0	13	33	53	73

(2) 見込量確保の方策

- ・ 市内にサービス提供事業所が不足しているサービスについては、介護保険サービス提供事業者に対して障害福祉サービスに参入するよう働きかけるなど事業所数の拡大に努めるほか、市外に所在する事業所の活用を図ります。
- ・ 計画相談支援を活用し、必要な人に必要なサービスが提供されるように努めます。
- ・ 地域生活支援拠点において必要なサービスが提供されるよう、具体的な整備手法を検討していきます。
- ・ グループホームの開設時に必要となる住居の借り上げに関する初期経費や初度備品に対する補助を実施するなど、グループホームの新規開設や円滑な運営を支援します。
- ・ 市内の相談支援事業者による相談支援体制の整備・拡充を図ります。
- ・ 障害児通所支援については、ニーズに応じたサービス提供体制の整備に努めます。また、保育所等訪問支援の実施体制を整備します。

## 9. 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条の規定に基づき実施するもので、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することが求められています。

ここでは、地域生活支援事業に関して、実施する事業の種類ごとの見込量を定めます。

		単位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み
自発的 活動 支援 事業 (交流スペース の設置箇所数)		か所	0	0	1	1	2	3
相談支援事業 (実施箇所数)		か所	2	1	2	2	3	3
成年後見制度 利用支援事業 (実利用人数)		人/年	0	0	0	1	1	1
意思疎 通支 援事 業	手話通訳者 要約筆記者 の派遣回数	回/年	982	1,082	1,137	1,194	1,254	1,317
	市庁舎への 手話通訳者 の配置人数	人	1	1	1	1	1	1

		単位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み
日常生活用具給付等事業	介護・訓練 支援用具	件/年	5	6	7	7	7	7
	自立生活 支援用具	件/年	18	22	15	15	15	15
	在宅療養等 支援用具	件/年	23	15	26	26	26	26
	情報・意思 疎通支援 用具	件/年	11	19	14	14	14	14
	排泄管理 支援用具	件/年	2,524	2,491	2,540	2,549	2,558	2,567
	居宅生活 動作補助 用具	件/年	3	0	1	1	1	1
手話奉仕員 養成研修事業 (研修修了者の うち、派遣登録 を行う人数)		人/年	0	3	1	1	1	1
移動支援事業	実利用 人数	人/年	225	215	215	216	217	218
	延べ利用 時間数	時間/ 年	34,233	32,756	32,670	32,854	33,037	33,220
地域活動支援 センター事業 (実利用人数)		人/年	118	128	128	128	128	128
訪問入浴 サービス事業 (延べ利用回数)		回/年	62	35	53	53	53	53
日中一時支援事業	実利用 人数	人/年	171	192	223	234	246	258
	延べ 利用日数	日/年	3,070	3,602	4,102	4,307	4,522	4,748

**第6次川西市障がい者福祉計画（第4期障がい福祉計画）**  
**【概要版】**

平成27年3月策定（平成27年5月発行）

編集・発行 / 川西市 健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課  
兵庫県川西市中央町12番1号（〒666-8501）  
電 話 : (072) 740 - 1178  
F A X : (072) 740 - 1311  
E-mail : kawa0149@city.kawanishi.lg.jp





この冊子は市役所内で印刷しています。